

SOR 取引約款

第1条 (本約款の趣旨)

この約款は、お客様が、マネックス証券株式会社（以下、「当社」といいます。）を介して行う SOR 取引（以下、「本取引」といいます。）に関する当社とお客様の権利・義務に関する事項を定めるものです。

第2条 (自己責任の原則)

お客様は、金融商品取引法その他の法令、諸規則、決定事項および慣行等に従い、本取引の特徴、制度の仕組等について、本約款中に掲げる事項のほか、別途お客様に提供する「SOR 取引説明書」（以下、「本件説明書」といいます。）の内容を十分理解し、同説明書に則って取引することに同意のうえ、自らの判断と責任において本取引を行うものとします。

第3条 (用語の意義)

本約款における用語の意義は、次のとおりとし、金融商品取引法その他の諸法令、日本証券業協会、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）、株式会社日本証券クリアリング機構および株式会社証券保管振替機構等の定める諸規則、決定事項および慣行（以下「法令等」といいます。）中、取引の条件に関連する条項に従うものとします。

① PTS (Proprietary Trading System)

内閣総理大臣による認可を受けた金融商品取引業者が運営する私設取引システムです。当社ではジャパンネクスト証券株式会社の運営するジャパンネクスト PTS で執行します。

ジャパンネクスト PTS には、PTS 第 1 市場(J-Market)、PTS 第 2 市場(X-Market) および PTS 第 3 市場(U-Market) があり、当社ではお客様が SOR を指定して取引する場合、PTS 第 1 市場(J-Market)に注文を執行します。

② SOR (Smart Order Routing)

お客様の売買注文について、取引所金融商品市場および PTS のうち、最良の価格で約定できると思われる市場に注文を執行する注文形態をいいます。また、SOR であることを指定された注文を「SOR 注文」、SOR 注文を執行するためのシステムを「SOR システム」、東京証券取引所上場銘柄のうち SOR 注文が可能な銘柄として当社が指定する銘柄を「SOR 対象銘柄」といいます。

第4条 (遵守すべき事項等)

お客様は、当社との間で行う本取引に関しては、法令等の本取引に関連する条項に従うとともに、本取引の対象となる有価証券の発行会社に適用される法令等に関し、当社から指示があったときは、その指示に従うものとします。

第5条 (本取引の対象)

本取引は、現物取引と信用取引に提供いたします。
お客様は、本約款の内容を理解し同意したうえで、本取引を行うことができるものとします。

現物取引、信用取引ともに、注文画面の初期表示では本取引を行う選択がされているため、本約款に同意されないお客様は、注文画面で本取引を行う選択を外した上で注文の指示をするものとします。

第6条（本取引の内容）

当社における本取引の内容は、お客様に対して別途提供する本件説明書に記載されるとおりとします。お客様は、本件説明書に同意の上、同説明書の定めるところにより本取引を行うものとします。本件説明書と本約款の内容に齟齬がある場合には、本件説明書が優先するものとします。

第7条（注文の執行）

- 1 当社は、お客様から受託した注文について、本取引である旨の指定があり、かつ、当社の最良執行方針に基づき SOR システムにおいて PTS での執行が適切と判定された場合にのみ、PTS で当該注文を執行します。
- 2 PTS での注文の執行は SOR システムにおける判定を通じて自動的に行われ、当社は、お客様が PTS での執行を指定する注文を受付けないものとします。
- 3 当社の定める SOR 対象銘柄以外の銘柄については、本取引である旨を指定する注文を受付けないものとします。
- 4 当社は、PTS での注文の執行がお客様の利益に資しないと判断する場合その他必要がある場合に、PTS に注文を執行しないことがあります。
- 5 信用取引における現引・現渡注文は本取引の対象外となります。

第8条（報告書の作成および提出）

お客様は、PTS 認可業者または東京証券取引所が有価証券の売買その他の取引の適切な管理および本取引の公正性確保のために当社に対してお客様の個人情報（氏名、年齢、住所、職業、内部者登録の有無、口座番号）、取引内容およびその他の情報、資料にかかる報告を依頼した場合には、当社が PTS 認可業者または東京証券取引所の依頼に基づく合理的な内容の報告書その他の書類を PTS 認可業者または東京証券取引所に対して提出する必要があることに同意するものとします。

第9条（臨時停止、臨時挙行の通知）

当社、PTS 認可業者または東京証券取引所が、臨時休業日、臨時半休日、売買取引の臨時停止または臨時挙行を定めた場合は、緊急やむを得ないときを除きあらかじめその旨をウェブサイト等でお客様に通知するものとします。

第10条（本約款の解約）

次の各号のいずれかに該当したときは、当社は、お客様の同意を得ずに、本約款に定める各契約を解約することができるものとします。ただし、解約時においてお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとします。

- ① お客様が証券総合取引口座を解約したとき。
- ② お客様が本約款の条項のいずれかにつき重大な違反を犯し、当社が本約款の解約を通告したとき。
- ③ 前各号のほか、証券総合取引約款第 29 条に掲げる事由が生じた場合、契約を解除すること

が適当であると当社が認める事由に該当したとき、またはやむを得ない事由により、当社がお客様に対して解約の申出をしたとき。

第11条（免責事項）

- 1 当社は、以下に掲げる事項によりお客様に生じる損害については、その責を負わないものとします。
 - ① 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等（当社、PTS 認可業者および東京証券取引所が運用するシステム機器等を含みますが、これらに限りません。）の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システムの障害もしくは瑕疵、または第三者による妨害、侵入、情報改変等により、PTS 認可業者が PTS の運営をできなくなった場合、または当社が提供する情報の伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合。
 - ② お客様の注文または約定後の決済が、当社、PTS 認可業者または東京証券取引所の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により有効とならなかったか、誤った注文もしくは決済となったか、または実行されなかった場合（金融商品取引所等における障害、当社に株価等の情報提供を行う者における障害、または回線障害によって当社が正常に株価等の価格情報を取得できなかったことに伴い、お客様からの条件付注文等が発注されなかった場合または誤った発注となった場合を含みます。）。ただし、本号の事態が発生した場合であっても、当社の重過失の有無に関わらず、それまでに約定が成立した本取引の有効性には、何ら影響が及ばないものとします。
 - ③ お客様からの注文の受付に際し、入力されたお客様のログインID、ログインパスワードおよび取引パスワードと、予め当社に登録されているものとの一致を確認して当社が行った取引。
 - ④ 本取引に際し、当社、PTS 認可業者または東京証券取引所が提供する情報の内容につき、誤謬、欠陥があった場合。ただし、当社、PTS 認可業者または東京証券取引所に故意または重過失があったことにより損害を生じた場合を除きます。
 - ⑤ 本取引に際し、当社が提供する情報につき、PTS 認可業者または東京証券取引所が公正な価格形成または円滑な流通を阻害しているまたは阻害する恐れがあると判断し、提供する情報の全部または一部の変更または中止を行った場合。
 - ⑥ 天災地変、戦争・紛争、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本取引の注文および約定の執行、金銭および有価証券の授受または寄託等の手続きが遅延または不能となった場合（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）。
 - ⑦ 当社、PTS 認可業者または東京証券取引所の判断（日本証券業協会等が行う措置に基づく場合を含む）により、SOR システム、PTS について、全体または個別銘柄ごとに売買停止、制限等の措置を実施した場合。
 - ⑧ お客様が本約款に違反した場合。
 - ⑨ お客様と当社との間の通信回線の第三者による傍受等の場合。
 - ⑩ その他当社の責めに帰すべからざる事由により損害が発生した場合。
 - ⑪ 前各号のほか証券総合取引約款第 29 条および第 30 条に掲げる事由が生じた場合。
- 2 当社は、当社に故意または重過失が認められる場合を除いて、お客様に関するあらゆる種類の営業の損失、得べかりし利益の喪失および間接的損害について責任を負わないものとします。

第12条（売買取引の臨時停止または制限、あるいは規定時限外取引）

お客様は、次に掲げるような事由が生じた場合には、当社が、PTS での注文執行を停止するなど本取引を制限すること、また、PTS 認可業者および東京証券取引所が、売買取引の全部または一部を臨時に停止、制限すること、および規定時限外に本取引を行うことに同意するもの

とします。

- ① 対象銘柄が上場している主たる取引所が対象銘柄の売買停止等の措置を行った場合、または日本証券業協会が対象銘柄の取引所金融商品市場外取引を停止した場合。
- ② SOR システムまたは PTS の稼動に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でないと当社、PTS 認可業者または東京証券取引所が認めたとき。
- ③ 対象銘柄について発行会社またはメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確であるときまたは情報の内容を周知させることが必要であるとき等、売買を継続することが適当でないと当社、PTS 認可業者または東京証券取引所が判断した場合。
- ④ 売買の状況に異常がある、またはその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと当社、PTS 認可業者または東京証券取引所が認める場合。
- ⑤ 天災地変、戦争・紛争、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる理由により、本取引の注文および約定の執行、金銭および有価証券の授受等が遅延または不能となったとき。
- ⑥ 取引の公正性確保のためなど当社、PTS 認可業者または東京証券取引所が必要と認めた場合。
- ⑦ その他当社が売買取引を停止、または制限することが適当と判断した場合。

第 13 条 (PTS および立会外市場取引システムのシステム障害時における本取引の処理)

- 1 PTS におけるシステム障害またはそのおそれがある場合により PTS 認可業者が売買取引を停止する場合には、原則として本取引の受注および執行を停止するものとします。
- 2 第 1 項に基づいて受注を停止する前に当社が受け付けた未約定の注文は、システム障害復旧後に執行するものとします。ただし、障害の状況により、当社は本取引を東京証券取引所立会市場への注文として取扱うことがあります。
- 3 PTS におけるシステム障害が発生する前にシステム上正しく約定が成立している本取引については、システム障害を原因として約定連絡が遅延することがあります。
- 4 PTS におけるシステム障害を原因として、正しく執行されたものでない本取引の約定連絡がお客様になされている場合、その約定の取扱いは PTS 認可業者または東京証券取引所の方針に従うものとします。

第 14 条 (当社の SOR システム障害時における注文の処理)

- 1 SOR システムにおけるシステム障害またはそのおそれがある場合は、原則として本取引の受注および執行を停止するものとします。
- 2 第 1 項に基づいて受注を停止する前に当社が受け付けた未約定の注文は、システム障害復旧後に執行するものとします。
- 3 SOR システムにおけるシステム障害が発生する前にシステム上正しく約定が成立している本取引については、システム障害を原因として約定連絡が遅延することがあります。
- 4 SOR システムにおけるシステム障害を原因として、正しく執行されたものでない本取引の約定連絡がお客様になされている場合には、原則としてその約定は無効な約定として取消されるものとします。

第 15 条 (東京証券取引所のシステム障害等に伴う注文の取扱い)

- 1 東京証券取引所が、東京証券取引所のシステム障害等により、委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当社がお客様より受け付けた本取引の未約定の注文については、執行の効力は失われます。この場合、当社は、東京証券取引所における取引が再開された場合であっても、当該注文の再発注を行わないものとします。

2 前項の場合、当社は、執行の効力が失われたすべての注文（期間指定注文を含みます。）を取消します。

第16条（証券総合取引約款等の適用）

本約款に別段の定めがないときは、金融商品取引法その他の法令、金融商品取引所の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則、日本証券業協会の諸規則、当社の証券総合取引約款のほか当社が定める各種約款・規程等の定めによるものとします。

第17条（本約款条項の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、金融商品取引所および日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他当社が必要と認める事由が生じた場合に民法の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。

以上
(2023年3月18日)